



# 佐賀県公報

平成16年  
3月3日  
(水曜日)  
第12424号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (二七二・福祉課) 一
  - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (二七三・" ) 一
  - 生活保護法に基づく施術機関の指定 (二七四・" ) 二
  - 生活保護法に基づく指定居宅介護支援機関の廃止 (二七五・" ) 二
  - 生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (二七六・" ) 二
  - 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二七七・" ) 三
  - 生活保護法に基づく居宅介護支援事業者の指定 (二七八・" ) 四
  - 生活保護法に基づく指定介護機関の指定の取消し (二七九・" ) 四
  - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (二八〇・長寿社会課) 四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (生活文化課) 五
  - 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 五
  - " ( " ) 六
  - " (農村計画課) 七
  - 土地改良区役員の退任届 ( " ) 七
  - 西有田町営西有田南部地区土地改良事業計画変更決定 (まちづくり推進課) 八
  - 開発行為に関する工事の完了 ( " ) 八

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十六年三月三日

佐賀県知事 古川 康

### 一 廃止医療機関

名称	所在地	廃止年月日
神田胃腸科内科医院	佐賀市蓮池町大字蓮池三六五番地七	平成一五・一二・五
きたむら眼科	神埼郡神埼町大字田道ケ里二三九四番地一	平成一五・一二・一
今泉医院	多久市北多久町大字小侍八一六番地一	平成一六・一・一
晴気歯科医院	佐賀市赤松町九番二二号	平成一五・一二・八
北村歯科医院	佐賀市神野東二丁目五番二六号	平成一六・一・一
二 変更医療機関		
名称	所在地	変更年月日
新 神埼薬局本堀支店	神埼郡神埼町大字本堀二七三五番地四	平成一六・一・八
旧 神埼保険調剤薬局本堀支店		

### ●佐賀県告示第七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年三月三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
神田胃腸科内科医院	佐賀市蓮池町大字蓮池三六五番地七	平成一五・一二・五
今泉眼科医院	神埼郡神埼町大字田道ケ里二三九四番地一	平成一六・一・一
北村歯科医院	佐賀市神野東二丁目五番二六号	〃
おかむら歯科医院	佐賀市昭栄町三〇番	平成一六・一・五
千代田歯科診療所	神埼郡千代田町大字崎村六三九番地三	〃
オガサワラ薬局	佐賀市西与賀町大字厘外一五九六番地二三	平成一六・一・一

●佐賀県告示第七十四号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。  
平成十六年三月三日  
佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
きやま接骨院	三養基郡基山町大字宮浦一八六番地一五	平成一六・一・一
依田整骨院	三養基郡基山町大字宮浦二二三番地	〃

●佐賀県告示第七十五号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から

廃止の届出があった。  
平成十六年三月三日  
佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十六年一月一日  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人福壽会  
所在地 佐賀郡諸富町大字山領二百十番地四

(二) 事業所の名称及び所在地  
名称 福壽園ホームヘルプサービス  
所在地 佐賀郡諸富町大字山領二百十番地四  
サービスの種類 訪問介護

二 (一) 廃止年月日 平成十六年一月一日  
申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人福岡病院  
所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

(二) 事業所の名称及び所在地  
名称 医療法人福岡病院  
所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号  
サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第七十六号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があった。  
平成十六年三月三日  
佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十五年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団啓祐会神埼病院

所在地 神埼郡神埼町大字田道ケ里二千二百十六番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 神埼病院指定居宅介護支援事業所

所在地 神埼郡神埼町大字田道ケ里二千二百十六番地一

●佐賀県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ケアバンク

所在地 佐賀市若宮一丁目十七番六十五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイハウス美則の家

所在地 佐賀市若宮一丁目十六番三十三号

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人長生会

所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原千九百七十三番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ケアホームどんぐり

所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原千六百七十六番地三

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人福岡病院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターふくふく

所在地 佐賀市鍋島町大字森田八十二番地三

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十六年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ロイヤルサービス九州

所在地 佐賀市城内二丁目三番二十二号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護サービススマイル

所在地 佐賀市城内二丁目三番二十二号

サービスの種類 訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十五年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社やすみせ薬局

所在地 伊万里市山代町大字立岩四百二十二番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さよがわ薬局

所在地 伊万里市山代町大字立岩二千七百六十四番地七

サービスの種類 居宅療養管理指導

六 (一) 指定年月日 平成十六年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人福壽会

所在地 佐賀郡諸富町大字諸富津二百九番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 福寿園ホームヘルプサービス

所在地 佐賀郡諸富町大字諸富津二百九番地三

七 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社都紀

所在地 佐賀市本庄町大字袋二百二十九番地八

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 立野紀水苑

所在地 佐賀郡東与賀町大字下古賀六十番一

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

八 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人佐賀整肢学園

所在地 佐賀市金立町大字金立二千二百十五番地二十七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 佐賀整肢学園・かんだき清流苑

所在地 神埼郡神埼町大字鶴二千九百二十七番地二

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定

により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画を担当させる機関を次

のとおり指定した。

平成十六年三月三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団啓祐会神埼病院

所在地 神埼郡神埼町大字田道ケ里二千二百十六番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 神埼病院指定居宅介護支援事業所

所在地 神埼郡神埼町大字本堀千六百二十番地

●佐賀県告示第七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項におい

て準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のと

おり取り消した。

平成十六年三月三日

佐賀県知事 古川 康

一 取消年月日 平成十五年十二月三十一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社生活介護トリハビリ研究所

所在地 鳥栖市曾根崎町千四百二十七番地十六

三 事業所の名称及び所在地

名称 グループホーム「忘れな草」

所在地 鳥栖市曾根崎町千四百二十七番地十六

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第八十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十五条第一項に規

定する医師を次のとおり指定した。

平成十六年三月三日

佐賀県知事 古川 康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
鈴木 久美子	耳鼻咽喉科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 佐賀大学医学部附属病院	平成一六・二・一〇
河野 仁志	外科	佐賀市水ヶ江一丁目一二番九号 佐賀県立病院好生館	"
溝上 宏幸	耳鼻咽喉科	佐賀市与賀町四番二一号 みぞかみ耳鼻咽喉科医院	"
橘川 桂三	内科	佐賀市若宮一丁目一九番二九号 たんぼぼクリニック	"
山田 昇一郎	耳鼻咽喉科	杵島郡大町町大字大町八八七八番地一 大町町立病院	"
尾形 徹	内科	"	"
江頭 清徳	"	佐賀郡川副町鹿江八六六番地五 江頭クリニック	"
井手 達	外科	伊万里市二里町大里乙一二七一番地 伊万里市立市民病院	"
中村 久助	内科	"	"
村川 昌弘	"	唐津市千代田町二五六六番地一一 唐津東松浦医師会医療センター	"
隅田 誠男	"	"	"
廣津 辰美	脳神経外科	鹿島市大字高津原四三〇六番地 特定医療法人 祐愛会 織田病院	"
古田 誠	"	唐津市松南町一一九番地一一 河畔病院	"

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特

定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年4月16日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年3月3日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年2月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション陽だまり

(2) 代表者の氏名 安井厚子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3138番地 山田ビル102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自宅や地域で療養している患者及び家族に対して、居宅サービス・居宅介護支援などに関する事業を行い、保健・医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年3月3日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ伊万里駅前店

伊万里市新天町字中島480番1 外

<p>(2) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前6時から午後7時まで (変更後) 午前6時から午後11時まで (3) 変更する年月日 平成16年2月20日</p> <p>2 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年3月3日から 平成16年7月2日まで</p> <p>3 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年3月3日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>ホームワイド三日月店 小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地</p> <p>(2) 法第6条第1項の規定による届出</p> <p>ア 変更した事項</p> <p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <p>(ア) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡市博多区博多駅前南二丁目9番11号</p> <p>(イ) ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅前南二丁目9番11号</p> <p>(ウ) セガミクス 代表取締役 瀬上修 大阪市中央区南船場二丁目7番30号</p> <p>(変更後)</p> <p>(ア) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡市博多区博多駅前南二丁目9番11号</p> <p>(イ) ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅前南二丁目9番11号</p> <p>(ウ) セガミクス 代表取締役 瀬上修 大阪市中央区南船場二丁目7番30号</p> <p>(エ) 株式会社ヨネザワ</p>
--	---

代表取締役 米澤 房朝  
熊本市水前寺六丁目1番38号

- イ 変更の年月日  
平成14年4月1日
- (3) 法第6条第2項の規定による届出
- ア 変更しようとする事項

- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)  
マックスバリュ九州株式会社 午前9時から午後10時まで  
(変更後)  
マックスバリュ九州株式会社 24時間
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)  
午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後)  
24時間
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)  
午前6時から午後4時まで  
(変更後)  
午前6時から午後11時まで

- イ 変更する年月日  
平成16年2月19日
- 2 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧場所  
佐賀県経済部商工課
- (2) 縦覧期間

平成16年3月3日から  
平成16年7月2日まで

3 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、塩田東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年3月3日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
理事	一ノ瀬 長生	藤津郡塩田町大字谷所甲860番地	平成16年1月20日

西有田町長 岩永正太から協議のあった西有田町営土地改良事業（里地棚田保全整備）西有田南部地区の計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月3日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
西有田町営土地改良事業（里地棚田保全整備）西有田南部地区の変更後の計画書の写し
- 2 縦覧の期間

3 縦覧の場所  
西有田町役場

平成16年3月4日から平成16年3月31日まで  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為  
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年3月3日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

伊万里市東山代町大字長浜字勝田の一1814番33から1814番35まで、1814番  
37、1814番124、1814番125、1814番176、1814番177、1814番206から1814番  
208まで、1814番210及び1814番212から1814番238まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊万里市東山代町大字長浜1385番地1  
株式会社武藤開発

購読料 一か年三六〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)